（介護予防）訪問リハビリテーション
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています（兵庫県指定　第 2813027071 号）

＊当サービスは、要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。（介護予防）訪問リハビリテーション重要事項説明書は介護保険法、厚生労働省等に基づき当サービス提供の契約締結に際して注意して頂きたい事を説明するものです。

◇◆目次◆◇

第一条．事業所の特色 1
第二条．（介護予防）訪問リハビリテーション事業所（法人）概要 1
第三条．事業所の概要 2
第四条．サービス内容及び費用 3
第五条．サービス提供の手順 6
第六条．契約の終了について 7
第七条．サービス利用にあたっての留意事項 8
第八条．緊急時等における対応方法 8
第九条．医療事故発生後の対策 8
第十条．非常災害対策 9
第十一条．サービス内容に関する苦情相談窓口 9
第十二条．秘密の保持及び個人情報の保護 9
第十三条．虐待・身体拘束の防止について 9
第十四条．感染症管理体制の実施 １０
第十五条．感染症や災害への業務継続に向けた取組の強化 １０
第十六条．ハラスメント対策について １０
第十七条．暴力団等の影響の排除について １１
第十八条．運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及び結果の公表について １１
第十九条．人格の尊重について １１
第二十条．記録の整備について １１
第二十一条．身分証の携行 １１
第二十二条．その他、運営に関する重要事項 １１

医療法人社団　　兼誠会　つかぐち病院

＜第一条＞事業所の特色

（1） 事業の目的

医療法人社団兼誠会が設立するつかぐち病院（以下、「事業所」という。）が行う訪問リハビリテーションは、介護保険法で定める訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを提供するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護又は要支援状態にある利用者の居宅を訪問しサービスの提供を行います。

主として、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法士等が必要なリハビリテーションを行い、利用者の有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

（2） 運営方針

1. 入院中からの在宅生活における不安軽減を図り、退院直後からの安心・安全な在宅生活ができるように集中的に支援します。
2. 定期的な心身のアセスメントのもと、生活状況にあわせた課題をより専門的視点から整理し、基本的動作、ADL、IADL、認知機能の改善に向けて支援します。
3. 移動等の手段を確立し生活範囲の拡大を図り、目的や役割ある外出につなげ、生活意欲を高めるように支援します。

事業所は自分らしい生活をより長く過ごすために、地域の皆様の幸せづくりのお手伝いを行います。また、利用者ご本人に積極的に活動して頂き、体力の向上はもちろんのこと、日常生活の中で自分の役割や楽しみを見つけて「やりたいことができる自分」になっていただけるよう専門職による安全かつ適切で効果的なリハビリテーションを提供するものとします。

＜第二条＞（介護予防）訪問リハビリテーション事業所（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人社団　兼誠会　つかぐち病院
代表者名	理事長　　杉安　保宣
法人設立年月日	昭和 35 年 12 月 27 日
所在地・連絡先	住所：兵庫県尼崎市南塚口町 6 丁目 8 番 1 号 電話：06-6429-1463 FAX：06-6427-6460

＜第三条＞事業所の概要

（1） 事業所の名称及び事業所番号

事業所名	医療法人社団　兼誠会　つかぐち病院
所在地・連絡先	兵庫県尼崎市南塚口町６丁目８番１号 （電話）06-6429-1463 （FAX）06-6421-0200
事業所番号	2813027071
管理者の氏名	院長　　杉本　佳則

（2） 従業者の体制

従業者の職種 勤務形態	人数 （人）	区分	
		常勤（人）	非常勤（人）
管理者（医師・専従）	1	1	0
医師	1	1	0
サービス提供責任者 （※理学療法士）	1	1	0
※理学療法士（専従）	20	3	17
※作業療法士（専従）	9	1	8
※言語聴覚士（専従）	4	0	4

※病院内業務と兼務

（3） 従業者の職務内容

管　理　者 ： 従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

医　　師 ： 利用者の病状及び心身の状況に応じて、必要であれば他の医療機関と連携して医学的な対応を行う。

理学療法士 ： 医師等の他職種と共同してリハビリテーション実施計画書を作成する。また、リハビリテーション実施計画書に基づき機能訓練・日常生活訓練を行う。

作業療法士 ： 医師等の他職種と共同してリハビリテーション実施計画書を作成する。また、リハビリテーション実施計画書に基づき機能訓練・日常生活訓練を行う。

言語聴覚士 ： 医師等の他職種と共同してリハビリテーション実施計画書を作成する。また、リハビリテーション実施計画書に基づき機能訓練を行う。

（4） 営業日

営業日	月曜日～金曜日 （土曜日・日曜日・祝日・12 月 30 日～1 月 3 日を除く）
相談・受付日	月曜日～土曜日 営業時間：8：30～17：00
サービス提供時間	午前　 9：00～12：00 午後　13：00～17：00

＜第四条＞サービスの内容及び費用

（1） 介護保険給付対象サービス

事項	内容
機能訓練 ADL 訓練	個別のリハビリ訓練により利用者の状況に適した機能訓練・日常生活動作訓練を行い、身体機能の維持回復に努めます。 終了時期については、利用者及びその家族、多職種と協議の上でリハビリテーションの継続を検討していきます。
バイタルチェック	血圧・体温・血中酸素濃度の利用開始時と終了時に測定します。
相談および援助・指導	自主練習の指導や利用者とそのご家族から日常生活における相談や介助方法などの指導を行います。
家屋評価	利用者の自宅や生活環境を評価し危険個所の改善提案や福祉用具や手すりの導入等の提案を行います。
訪問リハビリテーション 計画書の作成及び事後評価	（予防介護）訪問リハビリテーションの提供にあたって、診療、運動機能検査、作業能力検査などを基に、利用者の心身の状況、希望及び現在置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画書を作成します。上記計画書については利用者又はその家族に対し、説明し同意を得て配布致します。

（2）支払い方法

・金融機関口座からの自動引き落とし

・ご利用料金は、1 月毎に計算しご請求致しますので翌月 26 日迄に原則として以下の方法でお支払下さい。

・1 月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

・利用者のサービス利用料金の支払いが 1 月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 14 日以内に支払われない場合は契約を終了させていただきます。

（3）料金およびキャンセル料について

交通費	事業所より半径 3.0 ㎞の範囲は無料
キャンセル料	利用日の前営業日の 17 時までに御連絡頂いた場合：無料
	利用日の前営業日の 17 時までに御連絡がなかった場合 介護保険にて定める料金の 100%

※キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

連絡先　つかぐち病院　電話 06-6429-1463

090-6241-5076　（日祝除く、8：30～17：30）

訪問リハビリテーションスタッフまで

※利用者様の容態の急変等の場合はキャンセル料不要です。

（4）基本料金および加算について

【基本料金】

	介護度	サービス内容	単位数	自己負担料金		
				1 割	2 割	3 割
介護予防訪問リハビリテーション費	要支援 1～2	20 分（20 分×1 回）	298	314 円	629 円	943 円
		40 分（20 分×2 回）	596	629 円	1258 円	1886 円

	介護度	サービス内容	単位数	自己負担料金		
				1 割	2 割	3 割
訪問リハビリテーション費	要介護 1～5	20 分（20 分×1 回）	308	325 円	650 円	975 円
		40 分（20 分×2 回）	616	650 円	1300 円	1950 円

【加算・減算】

	単位数	自己負担額		
		1 割	2 割	3 割
短期集中リハビリテーション加算（1 日につき）	200 単位/日	211 円	422 円	633 円
サービス提供体制強化加算Ⅰ（20 分につき）	6 単位/回	7 円	13 円	19 円
訪問リハ計画診療未実施減算 ※当事業所の医師が診察を行わない場合	-50/回	-53 円	-106 円	-159 円
12 月超減算 ※利用開始より 12 月を超えた場合	-30/回	-32 円	-63 円	-96 円

※料金換算は単位数×10.55 円になります。

上記の金額はおおよその金額となり、ご請求額に多少の際が生じることがあります。

※上記の基本料金は、実際にサービスの提供に要した時間ではなく、居宅（介護予防）サービス計画に定められた（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に要する目安の時間を基準とします。

1）短期集中リハビリテーション実施加算

利用者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が集中的な個別リハビリテーションを行った場合に加算できる。

利用者がリハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療のために入院若しくは入所した病院若しくは診療所若しくは介護保険施設から退院（所）した日又は初回の要介護認定日から起算して、3 ヶ月以内の期間に、1 日につき 200 単位を所定単位数に加算する。

2）サービス提供体制強化加算Ⅰ

指定（介護予防）訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数 7 年以上の者がいる事業所が、利用者に対し、指定（介護予防）訪問リハビリテーションを行った場合は 1 回につき 6 単位を加算する。

① 勤続年数

各月の前月の末日時点における勤続年数を指します。具体的には、令和 6 年 6 月における勤続年数 7 年以上の者とは、令和 6 年 5 月 31 日時点で勤続年数が 7 年以上である者をいいます。

② 勤続年数の算出

当該事業所における勤続年数に加え、同一法人であれば、異なるサービスの事業所で

の勤続年数や異なる職種（直接処遇を行う職種に限る。）における勤続年数を通算することができます。

例えば、同一法人の経営する他の介護（予防）サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。

＜第五条＞サービス提供の手順

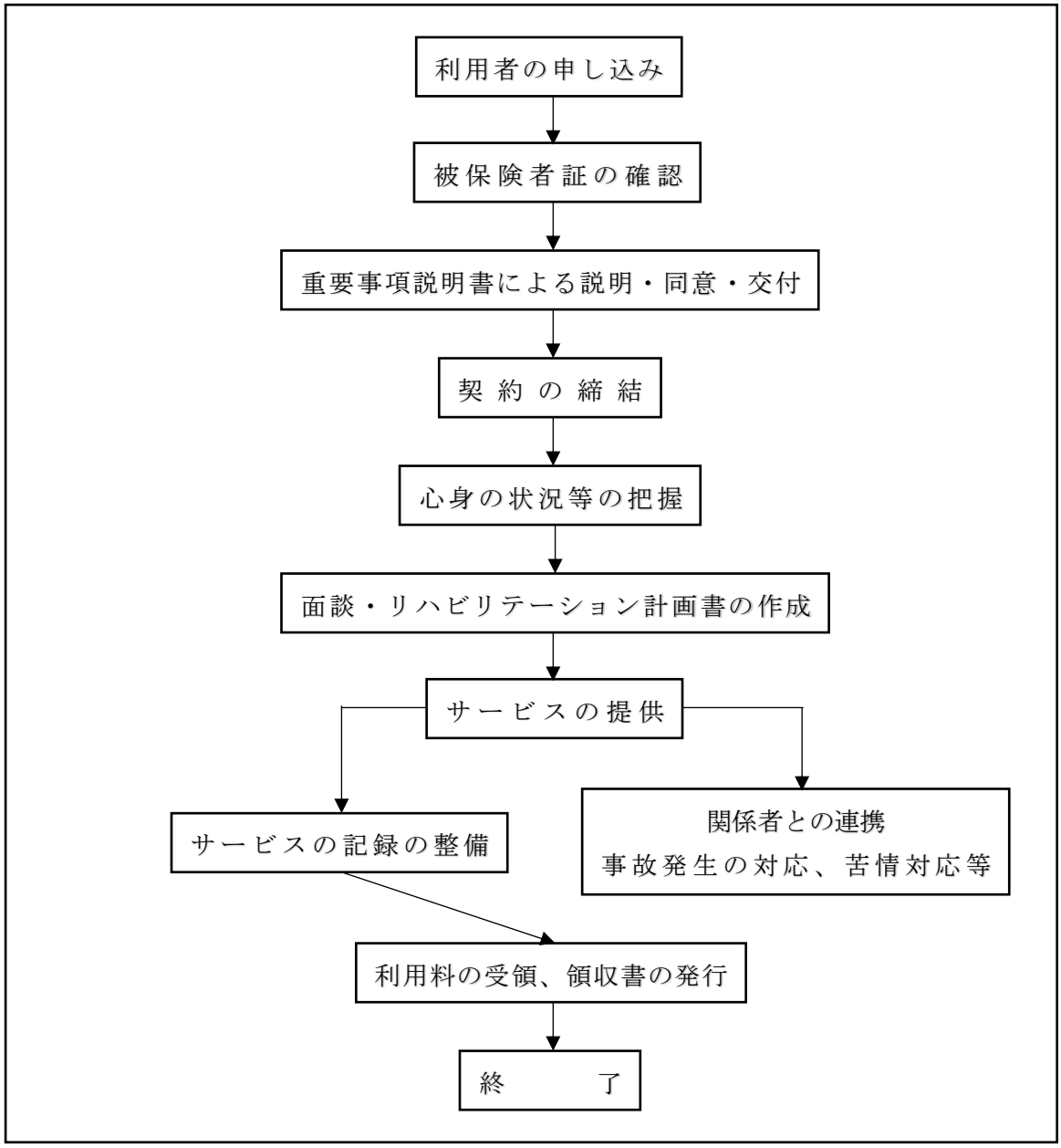

＜第六条＞契約の終了について

（1）　事業所の都合により、サービス提供を終了させていただく場合があります。
その場合は、終了１月前までに文書で通知しますが、場合によって通知なしでも終了となることもあります。

（2）　下記の場合は、双方の通知・同意がなくても自動的にサービスを終了いたします。

① 利用者が亡くなられた場合
② 利用者が施設に入所された場合
③ 利用者の要介護認定区分が、自立と認定された場合
④ 利用者との連絡が 2 週間以上取れなくなった場合
⑤ 利用者が１ヶ月以上の入院となった場合
⑥ 利用者のサービス利用料金の支払いが１月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 14 日以内に支払われない場合

※契約終了後も、支払い義務は継続します。
※暫定ケアプランにて利用された際は利用分の相当額をいただきます。

⑦ 利用者又はその家族等が、従業者又は他の利用者に対して利用を継続し難いほどの不信行為（暴言・暴力行為・セクハラ行為等）を行った場合
⑧ 利用者の病状・心身状態等が著しく悪化し、事業所からのサービスは適さないと医師又は事業所が判断した場合

（3）　当サービスの提供中であっても、利用者から契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約する旨を申し出てください。
※但し、以下の場合には、即時に契約を解約することができます。

① 利用料金（保険外含む）の変更に同意できない場合
② 利用者が入院された場合
③ 利用者の「居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン)」が変更された場合
④ 事業所が正当な理由なく本契約に定める（介護予防）訪問リハビリテーションサービスを実施しない場合
⑤ 従業者が守秘義務に違反した場合
⑥ 従業者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

（4）　提供月の途中でご利用を終了される方は、当該日から現在までのご利用された分をお支払いいただきます。

＜第七条＞サービス利用にあたっての留意事項

① サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）が交付するサービス利用票を提示してください。

② 金銭等、貴重品や携行品の紛失に当たっては責任を負いかねますのでご自身で管理するようにお願いします。

③ 従業者に対した執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

④ 事業所では自宅の鍵の管理は致しません。訪問時に開錠して頂くか、キーボックスなどを利用して頂くことになります。

※万が一、鍵の紛失などがあった場合は、当事業所は一切の責を負いかねます。

⑤ サービス提供前後の食べ物や飲み物のお心遣いは一切遠慮させていただいております。執拗な場合はサービスの提供を終了させていただくこともあるためご了承ください。

⑥ ご本人様からの応答がない場合など必要に応じて居宅内に立ち入り、介助・救急要請を行う場合があります。居宅内に立ち入る場合は事故や家屋、家財などの破損・紛失等がないよう細心の注意を払いながら行いますが、万が一、事故や破損・紛失等が発生した場合、故意によるものを除き当事業所はその責を負いかねます。

⑦ 入院や度重なる無断キャンセル、その他上記事項を守れない方のご利用はお断りさせていただく場合があります。

⑧ 心臓疾患等のある方は契約される前に医師へご相談の上、サービス利用の許可を頂いて下さい。

⑨ 交通事情などにより、稀にサービス時間が前後することがございますが、ご了承下さい。

⑩ 事業所都合で、予定の時間に訪問できない場合は下記の措置をとらせていただきます。

5～10 分の遅れ	電話連絡、要相談
10 分以上の遅れ	振替措置

＜第八条＞緊急時等における対応方法

事業所は「急変時対応マニュアル」、「事故発生マニュアル」、「訪問時事故発生マニュアル」を作成しています。

サービス提供中に利用者の病状の急変などが生じた場合（発熱 37.5℃以上、意識の低下・転倒による裂傷等）、予め届けられた緊急連絡先へ速やかに連絡を致します。

緊急時の場合は、緊急連絡先に連絡をすることなく救急要請をすることがあります。

＜第九条＞医療事故発生後の対策

サービス提供中に発生した重大な医療事故については、つかぐち病院の医療安全対策マニュアルに準じ、医療安全対策委員会を緊急開催し、事故の分析にあたります。誠実に対応し、事業所に過失があると認められる場合には、賠償保険による保証を行います。また、厚生労働省へ医療事故として届け出を行います。

＜第十条＞非常災害対策

① 利用日に「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」などが発令された場合は臨時休業とします。また、警報が発令されていなくても、事業所が訪問困難と判断した場合は臨時休業とします。

② 尼崎市に震度 5 以上の地震が発生した場合、臨時休業とします。
震度 5 未満の地震であっても、訪問が困難であると管理者が判断した場合にも、臨時休業となる場合があります。

※非常災害が発生した際には、当事業所から連絡がつきやすいようにご配慮下さい。
※臨時休業となった場合の振替措置については、後日ご相談させていただきます。

＜第十一条＞サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所相談窓口	窓口責任者：山腰　聡子 解決責任者：事務長　石橋　卓哉 ご利用時間 8：30～17：00 電話番号　06-6429-1463
他の相談窓口	国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口 電話番号　078-332-5617

＜第十二条＞　秘密の保持及び個人情報の保護

事業所と従業者は業務上知り得た利用者もしくはその個人情報を適切に取り扱い、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、下記につきましては利用者及び代理人の同意を得て、個人情報を使用するものとします。

① サービス提供困難時の事業所間の連絡、照会等
② 居宅介護支援事業所等との連携
③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合の市町村の通知
④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の医師への連絡等
⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合

＜第十三条＞　虐待・身体拘束の防止について

事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を、次のとおり選定しています。
虐待防止に関する責任者　：管理者　杉本　佳則

② サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

③ 虐待防止・身体的拘束等の適正化のために対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
④ 虐待防止・身体的拘束等の適正化のために指針を整備しています。
⑤ 従業者に対して、虐待防止・身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
⑥ 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
⑦ やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上、利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

＜第十四条＞　感染症管理体制の実施

事業所においてはつかぐち病院の院内感染防止対策マニュアルに準じ、感染症が発生、または蔓延しないように必要な措置を講じます。感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

① 従業員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
③ 事業所における感染症等の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
④ 事業所における感染症等の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
⑤ 従業者に対し、感染症等の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

＜第十五条＞　感染症や災害への業務継続に向けた取組の強化

国から感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化及び災害への地域と連携した対応の強化が義務づけられており、それに対する措置を講じます。

(1) 感染症等や非常災害の発生において、利用者に対する（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
(2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

＜第十六条＞　ハラスメント対策について

事業者はハラスメントの防止措置を講ずる義務が課せられており、その内容として、防止計画の策定、相談窓口の設置、従業者の教育等となります。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。

① 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
職場におけるハラスメントの内容、職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発していきます。
② 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知します。
③ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

＜第十七条＞　暴力団等の影響の排除について

事業所はその運営について、暴力団等の支配を受けないものとします。

＜第十八条＞　運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及び結果の公表について

(1) 事業者は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていきます。
(2) 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めます。

＜第十九条＞　人格の尊重について

事業者は、当該事業を利用する障害者の意思及び人格を尊重し、常に障害者の立場に立った障害福祉サービスを提供します。

＜第二十条＞　記録の整備について

各サービスの計画、各サービスを提供した具体的なサービス内容等の記録、利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた際等の市町村への報告、利用者からの苦情の内容、事故の状況及びその対応に関する記録等は、当該サービス完結の日より５年間保存します。

＜第二十一条＞　身分証の携行

介護支援相談員およびサービス提供担当者等は身分証明書を携行し、初回訪問時及び利用所又はその家族から求められた時は提示を行います。

＜第二十二条＞　その他、運営に関する重要事項

指定訪問リハビリテーションに関連する政省令及び通知、並びに本運営規定の定める事項のほか、運営に関する重要事項については医療法人社団兼誠会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則

2020 年 6 月 19 日　作成

2024 年 6 月 1 日　　改定